

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 契約内容をよく確認 冠婚葬祭互助会の積み立て

冠婚葬祭互助会に、毎月3千円の80回払いで積み立てをしていた。満期になり、お金が必要な事情ができたので、積み立てた24万円を解約しようとしたら、「解約手数料3万5千円を差し引いた金額しか戻らない」と言われた。

契約書の控えは手元にあるが、字が小さくて読んでいない。訪問販売で契約したが、勧誘のとき、解約手数料の説明を受けた覚えはない。

(当事者：80歳代女性)

### 【ひとこと助言】

冠婚葬祭互助会とは、一定の掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。預金と違い利息は付きませんが、また、サービスを利用せずに解約する場合には解約手数料が差し引かれます。積立金額より少ない金額しか返金されないので注意が必要です。

契約する際は、結婚式や葬儀のサービスを利用するかをよく見極めるとともに契約内容を正しく理解しましょう。(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

### コインパーキングの 料金表示はしっかり確認を



「24時間最大千円」と表示されていたコインパーキングに3日間駐車した料金は3千円だと思っていたのに、精算時の料金が8千円以上だった。おかしいと思ったが、支払わないと出庫できないので、仕方なく払った。す

ぐに電話で抗議したところ、「最初の24時間が千円でその後は通常料金だ」と言われた。

(当事者：70歳代男性)

### 【ひとこと助言】

コインパーキングで、「1日最大〇〇円」「24時間最大△△円」等と表示されているのに、24時間を超えると料金体系が変わり、想定以上の料金を請求される事例が見られます。一見ただけでは利用条件が分かりにくい表示も一因です。利用する前に、看板等に大きく表示されている内容だけでなく、出入口付近や精算機付近等の詳細な利用条件にも目を通しましょう。

業界団体では、平成26年9月より表示・運用に関するガイドラインを定めています。(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

### 司法書士による 無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の

### 食の安心安全研修

食生活改善推進員さんを講師にお迎えして、食の安心安全について学ぼう！

#### メニュー

手作りウインナーソーセージ、地元マッシュルームを使ったスープ等

- ◇日時 11月17日(木)午前10時
- ◇会場 保健センター調理室
- ◇参加費 600円
- ◇募集人数 10名
- ◇申込 11月4日(金)までに村消費生活センターにお申込みください。

美浦村消費生活センターは、消費者美浦やまゆり会、食生活改善推進員、地元の方々等のご協力により、食の安心安全調理実習を行っています。今後は味噌づくり・こんにやくづくり・スイーツづくり等も企画しておりますので、ぜひご参加ください。

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター (消費生活相談全般) …役場1階西側 (収納課奥)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141 (直通)  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください)
- ◇消費者ホットライン (全国共通ダイヤル) ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番 (訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

